

成 監 第 330 号  
平成 30 年 2 月 16 日

請求人 ●● ●● 様

成田市監査委員 三浦 弘  
成田市監査委員 佐々木 宏之  
成田市監査委員 平良 清忠

成田市職員措置請求に係る監査の結果について(通知)

1 請求人 (略)

2 請求の要旨

(原文のまま掲載)(別紙事実証明書略)

1 請求の要旨

別紙「●●●●●」の事件の内容を念頭に置き、理解を求める。

福祉部と言うところ、福祉事業に関してのいろいろな補助金を支給するセクションである。

その支給する補助金は、国からの補助金、更に介護保険料までが徴収され、国民福祉のために運用をされているものと思われる。

ところが、別紙「●●●●●」を精査すると、市議会●●であり、(株)Aを運営する●●●●●に対して、市長は、次の「補助金等確定通知書」を発行していたのだった。以下、平成 28 年●月●日付け成田市指令第●●●で交付決定をした地域密着型サービス等整備事業補助金(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所「●●●●●」整備事業)については、成田市補助金等交付規則第 14 条の規定により、下記のとおり確定したので、通知します。

平成 29 年 1 月 30 日 成田市長小泉一成 補助金等確定額金 3,883 千円と記述がなされた書面だった。

しかし、この補助金支給決定に至るまでの書類等は、不正、捏造、インチキ、ペテンと呼ぶに相応しい偽造書類ばかりだった事が判明した。

勿論、この補助金支出に関しては、小泉一成市長、関根賢次副市長、高田順一部長、三橋栄介護保険課長らが結託し、暗黙の了解のない事には犯罪は成立しない。

つまり、その行為はと言うと、補助金受給を受けた市議会議員・●●●●●、その●



日に陳述の聴取を行うとともに、関係書類の収集及び事実関係の調査を行った。

## 5 監査対象事項

地方自治法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

監査委員は、本請求書、事実証明書及び追加証拠並びに陳述を検討した結果、地方自治法第 242 条第 1 項に照らし、「平成 29 年●月●日付け成田市達第●●で確定した地域密着型サービス等整備事業補助金（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所「(仮称 ●●●●●●)」整備事業)についての補助金交付決定手続が適正であったか否か、及び補助金支出が違法若しくは不当な公金の支出に該当するか否か。」について、監査対象事項として決定した。

なお、追加証拠として、事業用建物賃貸借契約書が違法であるとして媒介業者の宅地建物取引業免許が失効していることを証明する資料及び補助対象施設と同一住所に他社本店が登記されているとして履歴事項全部証明書が提出された。当該主張は請求内容の範囲内として監査対象事項に当たると判断した。

これ以外の請求事項については、地方自治法第 242 条第 1 項に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、監査対象外とした。

## 6 監査の結果

本件監査請求については、次のとおり決定した。

本件監査請求には、理由がないものと判断し、請求を棄却する。

## 7 事実の確認

関係書類の調査及び関係職員からの説明により、監査対象事項に係る次の事実関係を確認した。

### (1) 補助金交付に至る経緯

公募から補助金交付に係る経緯については、次のとおりである。

- 平成 27 年 3 月 31 日 第 6 期成田市介護保険事業計画で、介護保険関連施設の整備目標を策定
- 平成 27 年 7 月 21 日 ホームページに地域密着型サービス整備事業者募集要項及び公募関係資料掲載
- 平成 27 年 8 月 14 日 公募受付開始
- 平成 27 年 8 月 15 日 市広報紙に公募のお知らせを掲載
- 平成 27 年 9 月 15 日 公募受付締切
- 平成 27 年 9 月 25 日 書類審査
- 平成 27 年 10 月 9 日 地域密着型サービス事業者等選定委員会の開催  
(事業者選定に係るヒアリングの実施)
- 平成 27 年 10 月 27 日 地域密着型サービス事業者等選定委員会の選定結果通知  
(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備事業者として選定)
- 平成 28 年 11 月 30 日 地域密着型サービス等整備事業補助金(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所「仮称 ●●●●●●」整備事業)交付申請書受理
- 平成 28 年 12 月 15 日 補助金交付決定
- 平成 28 年 12 月 26 日 補助金変更承認申請書受理
- 平成 28 年 12 月 28 日 補助金変更承認決定
- 平成 28 年 12 月 29 日 整備事業(事務室内装工事)の完了
- 平成 29 年 1 月 30 日 補助事業実績報告書受理
- 平成 29 年 1 月 30 日 補助金確定
- 平成 29 年 3 月 1 日 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所「●●●●●●●●」の開設
- 平成 29 年 3 月 31 日 補助金交付請求書受理
- 平成 29 年 4 月 26 日 補助金支給

## (2) 監査対象部局の説明

介護保険課から示された見解は次のとおりである。

### ① 賃貸借契約書の適法性について

建物賃貸借契約書は、株式会社●●●●●●●●(以下「株式会社A」という。)から平成 29 年 2 月 15 日付けで申請があった「指定地域密着型サービス事業者等指定申請書」及び平成 29 年 3 月 31 日付けで申請があった「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所運営費補助金交付申請書」に添付があったものであるが、貸主としては、B 株式会社とされており、本市は正しいものとして申請を受け付けている。

しかし、平成 29 年 9 月 26 日、請求人から当該物件の登記書類についての情報提供があり、所有者が●●●●氏であったことから、高田福祉部長、三橋介護保険課長が株式会社A代表取締役●●●●氏に確認を求めたところ、●●氏が●●氏を呼び、●●氏から、「当該建物は、B株式会社に貸しており、使用権はB株式会社にある。故に貸主をB株式会社とした。何の間違いもない。」との説明があり、「当該建物をB株式会社が株式会社Aに事業用として貸すことを承諾している。」との証言を得たことから、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 601 条及び同法第 612 条の規定により賃貸借契約は成立しているものと考えられ、虚偽には当たらない。

また、平成 30 年 1 月 12 日、請求人から介護保険課に「契約書に媒介業者として記載のある有限会社Dの宅地建物取引業免許が失効している。」との情報提供があり、本市で確認したところ、東京都の宅地建物取引業免許が平成 26 年 9 月 18 日で失効していることを確認したが、賃貸人、転貸人、転借人全てが当該物件の賃貸借について同意をしていることから、民法第 601 条及び同法第 612 条の規定により賃貸借契約は有効であると考えている。

## ②見積書の適法性について

本件定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所整備に関して入札に参加した「有限会社Cの見積書が偽造されたものである。」との主張については、請求人が平成 29 年 9 月 26 日、同社を訪ね、社長は留守だったが、社員にA社宛の見積書のコピーをとらせ、社長に見てもらおうよう依頼したところ、翌朝C社長から電話で、「ポンプ車を使い生コンの圧送を専門としており、お持ちになった見積書は出した覚えはないし、見たこともないが、外構工事の見積書はA社にいつていると思う。」と回答があったことを、同年 9 月 27 日請求人から、介護保険課に情報提供があった。

このため、同年 10 月 2 日、三橋介護保険課長他職員 1 名が有限会社Cを訪問した。予定時刻よりも早く同社に到着したため、C社長は帰社していなかったが、C社長は株式会社Aの入札に関わった 1 級建築士の●●氏を呼んでおり●●氏からも説明を受けた。

同氏によると、「株式会社Aの事務所改装の金抜き見積書(フォーマット)を自分が作成しており、株式会社Aから入札参加業者の紹介を依頼されたため、有限会社Cを紹介した。有限会社Cから提出された見積書は、有限会社Cにおいて、C社長から金額を聞きながら、自分のパソコンで作成しC社長が押印をしたものなので、有限会社Cが提出したことは間違いない。」とのことであった。

その後、C社長が帰社、C社長からの説明によれば「請求人に電話をした時は、入札に参加したことを思い出せず、そのような回答をしてしまったが改めて考えると入札に参加している。多くの仕事をしているので、取れなかった仕事は一々憶えていない。」とのことであった。また、業務の内容を聞いたところ、「我社は総合建設業であ

るので、建築工事も土木工事も行っている。」との回答があり、●●●町のホームページで平成 28 年度・29 年度の建設工事等入札参加資格者名簿でも「建築一式工事」等の登録を確認している。

介護保険課としては、有限会社 C 社長から、入札に参加して、見積書を提出したとの証言を得たことから、同社の見積書は偽造されたものではないと考えていた。

しかしながら、平成 30 年 1 月 25 日、成田市内において、三橋介護保険課長他職員 1 名が、再度 C 社長への聞き取りを実施したところ、見積書については、「会社名等のみが入った白紙に判子をついたもので、内容も分からなければ、どういう仕事か、どこに出すのかも一切分からなかった。」「入札書には判子は押していない。」と証言を覆しており、また、見積書の原本についても発見できていないことから、C 社の見積書が偽造されたものかどうかについて判断することは困難である。

### ③同一住所に他社本店が登記されていることについて

平成 30 年 2 月 7 日、請求人から介護保険課に「●●●●●●と同一住所に F 株式会社本店の登記がされている。」との情報提供があり、本市で確認したところ、補助対象である●●ハイツというアパートの 1 階にある部屋を使用しているのは●●●●●●のみであり、F 株式会社を使用している事実はないことから補助対象施設の目的外使用はなく、補助金支出について影響はないと考えている。

## 8 監査対象事項に対する判断

上記の事実の確認、監査対象部局及び関係人の陳述等に基づき、本件監査請求について次のように判断する。

(1) 請求人は事業用建物賃貸借契約書が内容虚偽であると主張しているが、介護保険課による●●氏への聞き取りにより、同氏が「当該建物を B 株式会社に貸しており、B 株式会社が株式会社 A に事業用として貸すことについても了承している。」との証言を得ている。このことから、●●氏と B 株式会社との賃貸借契約及び B 株式会社から株式会社 A への転貸については民法第 601 条及び同法第 612 条の規定により有効に成立しているため、本件事業用建物賃貸借契約は法的にも有効である。

また、請求人は、B 株式会社と株式会社 A についての事業用建物賃貸借契約は媒介業者を介して契約が締結されており、当該媒介業者の宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)の免許は契約締結当時すでに失効しており、当該補助事業の物件の事業用建物賃貸借契約書が偽造されていることから株式会社 A が補助金をだまし取ったと主張している。賃貸借契約書記載の媒介業者の免許が失効していたことについて、介護保険課として申請の時点で確認を怠ったことにより看過してしまったものであるが、賃貸人、転貸人、転借人全てが当該物件の賃貸借について同意をしており、民

法第 601 条及び同法第 612 条の規定により賃貸借契約書の効力は変わらないことから、補助金の支出についても影響はない。また、市は補助金支出に当たっては、免許失効の事実を知らなかったことから瑕疵は認められない。

(2)次に有限会社Cから提出された見積書について、請求人は見積書のフォーマットが同一であり、同社の見積書は偽造されたと主張している。

有限会社Eから提出された見積書と有限会社Cから提出された見積書のフォーマットが同一であることの経緯について、両社の見積作成に関与した1級建築士の証言によれば、当該建築士が作成したフォーマットを両社とも使用しており、有限会社Cに関しては、当該建築士が有限会社Cへパソコンを持ち込み、パソコン内に保存されている金額抜きのフォーマット上に、C社長へ対象物件の詳細を説明しながら、逐次に入力し、出力したものにC社長が会社のゴム印及び社判を押印したものであることから、両社の見積書が同一のフォーマットとなったとのことである。

また、平成29年10月2日、有限会社Cに対する介護保険課の聞き取りにおいては、C社長からは、「請求人からの問い合わせ時には入札に参加したことを思い出せず、見積書を提出した覚えはないと回答したが、後々考えると入札に参加している。」と口頭にて証言を得ている。しかし、再度、平成30年1月25日、介護保険課がC社長への聞き取りを行った際は、「白紙の見積書に判子をついた。」「入札書には判子は押していない。」と証言を覆しており、証言の信ぴょう性には疑問が残る。

さらに、有限会社Cから株式会社Aへ提出された見積書の原本の所在については、介護保険課が株式会社Aをはじめ関係者に確認を試みたが発見することができていない。このような状況で、有限会社Cから適正に見積書が提出されたとするということについて疑いがないとは断定できないが、法的強制力を持たない監査委員の調査権によりこれ以上の事実を解明することは困難である。

なお、見積書の日付が平成28年12月10日となっており、申請日である平成28年11月30日以降である理由について、申請時には平成28年10月20日付の見積書が添付されていたが、補助金決定の起案書を福祉部内で決裁中に、見積額が700万円を超える高額であったことから、見積額の再検討を事業者に指導することとなり、現場説明の上、再見積もりを積算すべきところ、現場を他者が利用しており、現場説明に利用できなかったことから、上述のフォーマットを利用して見積書が作成されたものである。見積書の提出日は平成28年12月10日であり、決裁日は平成28年12月15日であり、最終的な意思決定は見積書の提出日以降ではあるが、決裁過程に不備があったことは否定できない。

(3)次に請求人は、●●●●●●と同一の住所にF株式会社本店の登記がされており、このことは補助金の目的外使用であると主張している。介護保険課の調査によれば、

●●●●●●とF株式会社本店とは所在地は同じものの、●●●●●●の事務所である101号室が目的以外に使用されている事実はないことから、補助金の支出については影響はない。

#### (4) 結論

以上により、本件事業用建物賃貸借契約は法的にも有効であるが、地域密着型サービス等整備事業補助金の交付決定手続には適正さに欠ける部分は認められる。また、見積書が偽造されたという認定には至らないことから違法又は不当な財務会計上の行為を認定することはできない。したがって、本件監査請求には理由がないものと判断する。

なお、本件の事案に鑑み、次のとおり意見を付する。

### 9 監査委員の意見

本件請求についての判断、結論は前述のとおりであるが、補助金の交付を行う担当課の職員としては、補助金申請者から提出された申請書類について十分な確認を行うとともに、市民から交付手続についての疑義や質問を受けた場合は、それらの事実関係について確認し説明する必要がある。しかしながら、本件においては補助金交付申請の審査の過程で、平成28年12月10日付の見積書が介護保険課に提示された時点での原本確認は十分になされておらず、また、見積書が偽造されたものでないことについて、少なくとも、市民からの問い合わせがあった時点で、原本を確認するなど検証すべきであったがこの事務処理も十分にはできていなかった。

また、補助金申請日以前であるべき、見積書の提出日が決裁の途中の時点となっており、市の審査機能が十分働いていたとは言い難い。

さらに、契約自体の有効性とは別に、B株式会社と株式会社Aについての事業用建物賃貸借契約書について、宅地建物取引業免許が失効した媒介業者によって作成され、その契約書をもって契約された物件に対して、市の決裁を経て補助金が交付されたことになり、市民に対して不信感を抱かせる結果になったことはなほ遺憾である。

結果として請求人の疑念は深まるばかりであり、補助金交付の行政運営にあたっては、公平性、透明性が求められている中、管理監督者によるチェック機能が十分、働いていなかったことに深い憂慮の念を抱くものである。

今後、担当課においては、補助金事務の透明性を更に高めるため、交付先に対する指導を的確に行うとともに、マニュアルの整備とチェックリストの作成、補助金申請の審査事務を徹底するなど、本業務の執行体制を確固としたものとし、補助金事務の適正な運用に努められるよう強く求める。